

障害者介助等助成金

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

なお、①及び③の助成金は対象となる障害者が雇用されて1年以上経過しており、介助等に十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害者を重複する者	3/4	配置1人 月15万円 委嘱1人 1回1万円 年150万円まで ----- 委嘱1人 1回1万円 年24万円まで	10年間
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続	・3級以上の乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者を重複する者 ※上記の障害者である住宅勤務者	2/3	配置1人 月13万円 委嘱1人 1回9千円 年135万円まで ----- 委嘱1人 1回9千円 年22万円まで	5年間
③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱	6級以上の視覚障害者	3/4	委嘱1人 1回6千円 年28万8千円まで (障害者9人までの場合)	10年間

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	支給額	支給回数
④障害者相談窓口担当者の配置助成金 ○障害者の合理的配置に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」	ア 専従の場合(2人まで) 1人につき月額8万円 ただし、障害者相談窓口担当者の給与月額(通勤手当等を含む総支給額をいいます。)に3分の1を乗じて得た額が8万円を下回る場合は、その額を支給額とします。(最大6カ月) イ 兼任の場合(5人まで) 1人につき月額1万円 ただし、障害者相談窓口担当者の給与月額(通勤手当等を含む総支給額をいいます。)に10分の1を乗じて得た額が1万円を下回る場合は、その額を支給額とします。(中小企業:最大12カ月、その他最大6カ月)	1回 (1事業所単位)
		障害者相談窓口担当者が研修を受講	ウ 専門機関等に研修の受講費として支払った額の3分の2を乗じて得た額(円未満切り捨て)(最大20万円) エ 研修を受講した障害者相談窓口担当者1人につき時間額700円(上限月10時間かつ10人まで)。ただし、アまたはイの支給を受ける障害者相談窓口担当者には支給しない。	
		相談窓口業務等を専門機関に委託	委託経費として支払った額の3分の2(上限月額10万円かつ最大6カ月)	

(注) 認定申請書の提出期限：①、③の助成金…配置または委嘱する日の前日まで
 ②の助成金…①の助成金の支給期間の終了する日の前日まで
 ④の助成金…対象となる措置を行おうとする日の前日まで

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております(<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/>)。